

## ハラスメント防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、奈良リハビリテーション専門学校（以下「本校」という）における学生・教職員・講師及び本校関係者（臨床実習指導者等）が、教育現場における学習・教育・研究及び業務に関し、ハラスメントを未然に防止するために遵守すべき事項や、ハラスメントが発生した場合の措置等を定めることにより、良好な学習環境を保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは次の各号に掲げるものをいう。

1 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動（性的な内容の発言、性的な行動）によって、相手に就学又は職務遂行に支障を生じさせ、その環境を悪化させること。

2 アカデミック・ハラスメント

教育の場において、立場や権力を利用して不適切な言動・指導を行い、相手に教育上の不利益を与え、その環境を悪化させること。

3 パワー・ハラスメント

上下関係等により生じる優位性を背景にして、継続的に人格と尊厳を侵害する言動で、相手に就学又は職務遂行上の不利益を与え、その環境を悪化させること。

4 その他のハラスメント

前各号のハラスメントには該当しないが、相手の意に反して行われるいじめや嫌がらせ等によって、相手に就学又は職務遂行上の不利益を与え、その環境を悪化させること。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、学生・教職員・講師及び本校関係者（臨床実習指導者等）に適用する。ただし、教職員間におけるものは学校法人栗岡学園の就業規則に従う。

### (適用される者の義務)

第4条 前条によりこの規程が適用される者は、ハラスメントを人権侵害と認識し、その防止に努めるものとする。

### (本校の役割)

第5条 本校は、ハラスメントを予防し、その防止のため学生・教職員・講師及び本校関係者（臨床実習指導者等）に対し啓発を行うものとする。

(ハラスメント相談窓口)

第6条 本校は、学内にハラスメントに関する相談及び苦情処理の窓口を設置し、ハラスメント防止のための啓発指導並びに、ハラスメントに関する相談、助言、救済、再発防止等に当たらせるものとする。

- 2 学校長は窓口担当者の氏名を公表し、学生・教職員・講師及び本校関係者（臨床実習指導者等）が常時相談できるよう配慮するものとする。
- 3 相談内容の調査等に関しては個人のプライバシー保護に十分配慮するものとする。

(相談者の保護)

第7条 本校は、ハラスメントに関する相談又は苦情の申立人、調査への協力者その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽の申し立てや証言等)

第8条 相談・苦情の申し立て又は事情聴取に際して、悪意を持って虚偽の申し立てや証言をしてはならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【相談窓口】

学 科 長	宮 崎 尚 也
学科長補佐	中 谷 秀 美